

調剤レセプト及び処方せんへの医療機関コード等の 記載について

第1 現状と課題

現在、調剤レセプトには、処方を行った保険医療機関の所在地及び名称を記載することとしているが、都道府県番号及び医療機関コードについては記載がなされていない。(資料 P2,4)

このため、保険者において調剤レセプトと処方せんを発行した保険医療機関の医科レセプト(又は歯科レセプト)との突合を行う際に、手間がかかっている状況にある。

なお、平成20年度診療報酬改定の答申の意見書には「5 診療報酬における包括化やIT化の進展等の状況変化を踏まえて、診療報酬の請求方法や、指導・監査等適切な事後チェックに資するための検討を行うこと。」とされているほか、同様の内容について「規制改革推進のための3カ年計画(再改定)」が閣議決定されている。(資料 P1)

- 注)・処方せんは、保険医療機関及び保険医療養担当規則(省令)により規定。
・調剤レセプトは、告示により規定。

第2 論点

調剤レセプトへ都道府県番号及び医療機関コードを記載するためには、処方せんにも都道府県番号及び医療機関コードを記載する必要があり、これらの記載を加えることとしたい。(資料 P2~5)